



金融支援策を賢く利用して コロナウイルス不況を乗り切る！

新型コロナウイルスが地球上を席卷し、世界経済が大打撃を受けリーマンショック超えのパンニックが起きています。売上減少、雇用問題など…、貴社の経営は大丈夫ですか？
そんな逆風を吹き飛ばす施策として「助成金・補助金・セーフティネット」をフルに利用して、この難局を乗り切りましょう。

助成金と補助金は どこが違うの？

「助成金」は、主に厚生労働省から労働や雇用の増加、人材育成を支援するために支給されるもので、業種や社員数などの条件を満たせばほぼ支給され、比較的難易度は低くなっています。

一方の「補助金」は、主に経済産業省や自治体が、新事業や創業促進、特定の政策を促進するために役立つ事業を支援する制度で、

予算が決まっているので早い者勝ちとなり、審査は比較的厳しいものになっています。

提出された事業計画書が審査に通ると経費の一部が補助される仕組みで、例えば補助率が1/2ならば、1千万円の経費を使ったら500万円が支給されます。

経済産業省・中小企業庁の 3つの補助金

経済産業省・中小企業庁が推進する「中小企業生産性革命推進事業」では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、サプライチェーンの毀損などに対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入などに取り組む事業者に対して、加点措置などを講じているのが、以下の3件の補助金になります（図1）。

ロセスの改善に必要な設備投資などを支援するものです。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者については、優先的に支援されます。

●持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取り組み等を支援するものです。

ものづくり補助金と同様に新型コロナウイルスの影響を受ける事業者が優先されます。

●IT導入補助金

中小企業などが行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などの付加価値向上に資するITツールの導入を、支援する補助金になります。

以上3件の補助金の最新情報は、中小企業基盤整備機構（中小機構）のWebサイト「中小企業生産性革命推進事業」をご確認ください。

●ものづくり補助金

中小企業などが行う革新的なサービス開発・試作品開発や生産プ

図1 経済産業省・中小企業庁の3つの補助金

- ものづくり補助金
 - ・補助率
設備投資額の1/2、上限1,000万円
 - ・生産性向上要件
 - ①付加価値額：+3%以上/年
 - ②給与支給総額：+1.5%以上/年
 - ③事業場内最低賃金：地域別最低賃金+30円（目標達成時期に1年間の猶予あり）
- 持続化補助金
 - ・補助対象：店舗の改装、ホームページの作成や改良、チラシやカタログの作成、広告掲載など
 - ・補助率：費用の2/3、上限50万円（共同申請の場合500万円）
- IT導入補助金
 - ・補助対象経費：ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費など
 - ・対象事業主：飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育、製造業、建設業など
 - ・補助率：費用の1/2、支給額範囲は下記の通り
A類型30万～150万円未満、B類型150万～450万円

セーフティネット
保証融資は強い味方

キャッシュ不足の際に頼りになるのが、信用保証協会が保証する以下の2種類の融資です（図2）。

●セーフティネット
保証4号の融資

新型コロナウイルスの影響で経営に支障をきたしている中小企業事業者へ資金供給の円滑化を図るためのもので、従来の保証限度額

図2 セーフティネット

- セーフティネット保証4号の融資
 - ・対象中小企業
 - ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
 - ②新型コロナウイルスの影響で最近1カ月の売上が前年同月比20%以上減少しており、且つその後2カ月を含む3カ月間の売上が前年同期比20%以上減少することが見込まれること
 - ・保証割合：100%保証
 - ・保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円
- セーフティネット保証5号の融資
 - ・対象中小企業
 - ①指定業種に属する事業を行っており、直近3カ月間の売上が前年同期比5%以上減少した企業
 - ②指定業種に属する事業を行っており、製品原価のうち20%以上を占める原油などの仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格に転嫁できていない企業
 - ・保証割合：80%保証
 - ・保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

●セーフティネット
保証5号の融資

新型コロナウイルス感染症の重大な影響を受け、全国的に業況が悪化している業種に属することにより、経営に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証限度額とは

別枠で80%保証を行う制度です。

なお、前年実績がない創業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者にも、以上2件の保証が利用できるように、認定基準の運用が緩和されています。

セーフティネット保証の最新情報は、経済産業省のWebサイトの「新型コロナウイルス感染症関連」をご確認ください。

図3 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付

●セーフティネット貸付

- ・対象中小企業
 - ①直近1カ月間の売上高が前年または前々年同期比5%以上減少または同様の状況にある企業
 - ②中長期的にみて業況が回復し、かつ発展することが見込まれる企業
- ・資金用途：設備資金および長期運転資金
- ・融資限度額：直接貸付3億円（別枠）
- 利率(年) 基準利率

9年以内	1.11%
9年超10年以内	1.12%
10年超11年以内	1.13%
11年超12年以内	1.15%
12年超13年以内	1.17%
13年超14年以内	1.19%
14年超20年以内	1.30%

ただし、1億円を限度として融資後3年目までは基準金利-0.9%、4年目以降は基準利率（令和2年4月1日現在）
- ・返済期間：設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）、運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
- ・担保など：無担保、5年経過ごと金利見直し制度選択可

図4 商工中金の危機対応融資

●危機対応融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）

- ・対象中小企業
 - ①直近1カ月間の売上高が前年、または前々年同期比5%以上減少した企業
 - ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少した企業
 - i) 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高
 - ii) 令和元年12月の売上高
 - iii) 令和元年10月～12月の売上高平均額
- ・資金用途：設備資金および長期運転資金
- ・融資限度額：3億円
- ・利率(年)：当初3年間は基準利率-0.9%で0.21%（利下げ限度額1億円）。4年目以降は基準利率で、基準利率は令和2年3月19日現在、期間5年で1.11%で、特別利子補給制度もあり、-0.9%に上乘せして実質金利0（3年間）

セーフティネット貸付も頼りになります

セーフティネット貸付は、日本政策金融公庫が実施している新型コロナウイルス感染症特別貸付のことです。

新型コロナウイルスの影響で一時的に売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し、且つ発展することが見込まれる中小企業者を支援する制度です（図3）。

一部の対象者については、基準利率マイナス0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子になる予定です。

また、個人事業主や小規模事業者を対象とした国民生活事業の特別貸付があり、別枠で6千万円まで融資を受けることができます。

最新情報は、日本政策金融公庫のWebサイト「新型コロナウィルス感染症特別貸付」をご確認ください。

商工中金による危機対応融資もあります

日本政策金融公庫の特別貸付とほぼ同じ条件で融資が受けられるのが、商工組合中央金庫（商工中金）による危機対応融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）です。

商工中金では、株主である中小企業の組合とその組合員を融資の対象としているので、未加入の場合には借入申込時に相談してください（図4）。

まとめ

最新情報は、商工組合中央金庫のWebサイト「商工中金の危機対応業務」をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は経営にダメージを与えています。迅速な対応でそれを乗り越えることは可能です。国の制度である助成金や補助金、セーフティネットなどをフルに活用して難局を突破してください。